

令和3年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 社会福祉法人アパティア福祉会  
こども未来部こども家庭課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 4年 1月14日

【社会福祉法人アパティア福祉会】

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 消火器の設置について【有効性の視点】 火災などの発生時にスムーズな対応ができるよう消火器の設置基準等に基づいて、わかりやすく、対応しやすい位置に配置すること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 防災担当者が中心となり消火栓の配置図を作成し、全職員が把握できるように各ユニット内に掲示した。
② 新型コロナウイルス対策物資の整理について【有効性の視点】 ホールやレントゲン室において、新型コロナウイルス対策の物資が入った段ボールが積まれていた。収納スペースにも限りはあるが、可能な限りで整理を行い、子どもにとって利用しやすい環境の整備に努めること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 安全衛生担当者とユニットリーダーに館外の倉庫には収納できないものについては、地域交流室の一角を、新型コロナウイルス対策の物資を収納するスペースに定め、各部屋が機能するような環境に整備した。
③ 特別指導員の配置について【有効性の視点】 専門的職員配置費補助金は、特別指導員を配置して、ピアノ・絵画・パッチワーク・本の読み聞かせ・子どもの学力向上（家庭教師）などの指導に活用している。家庭であれば受けられるような環境を整えることは大事であり、今後も子どもたちのニーズをしっかりと把握して教育環境を整備すること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 子どものニーズにより、学校教育と自習との間をつなぐために、学習指導に特化した職員配置を令和4年度より行う。今後も、子どもとの信頼関係を深め健康な心身の発達を促す環境整備を行う。
④ 給付金等の情報キャッチについて【有効性の視点】 施設に入所している子どもの給付金等の手続きは、当施設側にて行われている。手続きが行われず子どもに不利益が生じることのないよう情報を的確にキャッチすること。 また、市においても施設側へ情報を提供することで、子どもの支援につなげること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 行政から発信される情報を、施設長・副施設長・事務担当者で共有し給付金などの漏れがないようにチェックし迅速に手続きを行う。また、施設入所者の状況を把握し、申請に漏れがないように家庭支援専門相談員と事務担当者でダブルチェックを行う。

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

【こども未来部こども家庭課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① エスペランス四日市の改築・修繕等について【有効性の視点】 四日市市児童養護施設及び乳児院に係る施設等整備費補助金を活用して建設されたエスペランス四日市は、建設されてから15年近くが経過しており将来的には改築・修繕が必要となることが推察できる。改築・修繕などは、四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に基づいた補助があるが、国や県と連携して市としてエスペランス四日市の現状や将来を見据えたサポートを行っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日  令和4年度に実施される施設整備については、国県補助額だけで、児童福祉法により上限と定められる事業費に対する補助率を超えたため、市の補助はない。引き続き、国や県と連携してサポートを行っていく。</p>
<p>② 専門的職員配置費補助金の対象となる職員の活動実績について【有効性の視点】 専門的職員配置費補助要綱には、補助金の対象について施設に専門的職員を配置するための経費と定められており、専門的職員の業務は四日市市立希望の家の設置運営移管に関する協定書に定められている。アパティア福祉会からの補助金交付申請や実績報告において専門的職員の業務内容の確認を行っているが、補助金の有効性を確保するため、活動実態を十分に把握すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月17日  補助金交付申請や実績報告において専門的職員の業務内容の確認を引き続き行っていくが、職員による現場確認等により、より活動実態の把握に努め、補助金の有効性を確保していく。</p>
<p>③ 専門的職員配置費補助基準額について【法規性の視点】 ア 専門的職員配置費補助金は補助基準額に基づいて補助金額の上限を定めているが、補助を支出している対象は複数人となっている。補助要綱だけでは複数人を補助対象とすることを判断することが困難であるため、市民等の第三者へ説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日  補助要綱においては、補助対象者の上限人数の記載はないが、補助基準額による補助金額の上限を示している。 市民等の第三者に対しては、補助基準額を上限に、施設に配置された複数の専門職員にかかる給与の補助を行っている旨を丁寧に説明していく。また、令和6年度の補助要綱改正の際には、より分かりやすい表記を検討していく。</p>
<p>イ 臨床心理士の補助基準額は、市における大学卒業一般職員の採用10年目の標準本俸となっている。臨床心理士は資格を持った立場であるので、業務内容に見合った補助基準額であるか検証すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日  市における臨床心理職の給与も大学卒業一般職員と同じとされており、補助基準額もその基準によっている。</p>

リスク発現の可能性があるもの

特になし